

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| 事故等番号 | 2010広第2号 | |
| 事故等種類 | 衝突 | |
| 発生日時 | 平成21年11月26日 07時40分ごろ | |
| 発生場所 | 山口県岩国港東方沖 岩国港北防波堤灯台から真方位105° 4.5海里付近 (概位 北緯34° 10.5′ 東経132° 19.3′) | |
| 事故等調査の経過 | 平成22年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 貨物船 第八栄進丸、497トン 131061、個人所有 B 漁船 第一明星丸、4.9トン HS3-42120、個人所有 | |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | A なし B 船首部材破損 | |
| 事故等の経過 | A船は、船長ほか3人が乗り組み、岩国港東方沖を約10ノット（kn）の速力で北北東進中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、船首を西方に向け2～3knの速力としてえい網中、両船が衝突した。 | |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の中央期 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | あり なし なし A船は、岩国港東方沖を北北東進中、船長Aが、海図で船位を確認することに意識を集中し、前路の見張りを行っていなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、漁ろう中なので、他船が避けてくれると思い込み、衝突を避けるための動作をとらなかったものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、岩国港東方沖において、A船が北北東進中、B船がえい網して西進中、A船が見張りを行わずに航行し、また、B船がA船との衝突を避けるための動作をとらずに航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。 | |